

図書館利用者 市民と図書館員は

教育基本法の改悪に反対し、教育基本法の理念の実現を求めます

政府は四月二十八日、教育基本法の改悪案を国会に上程し、五月十六日の衆議院本会議で趣旨説明と質疑が行われました。文部科学省は基本法をなぜ今、改正するか（説明資料）のなかで、「都市化や少子高齢化の進展などによつて、教育を取り巻く環境は大きく変わりました。近年、子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されており、若者の雇用問題なども深刻化しています」とのべています。そして「我が国の未来を切り拓く教育を実現していくため、教育基本法を改める必要」があると結論付けています。この説明によれば、日本の子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下、若者の雇用問題の深刻化などは、教育基本法に原因があるというものであり、到底受け入れることのできない本末転倒の発想です。

教育基本法は、日本国憲法と一体のものとして一九四七年三月に公布・施行されました。しかしながら、教育の現場では政府・行政当局の強権的な圧力により、すぐれた教育実践が妨害され、十分その趣旨が生かされないまま今日を迎えています。

私たち図書館利用者・市民と図書館員は、教育基本法の改悪に次の理由により反対し、教育基本法の理念を誠実に実現する努力を強く求めます。

記

- 一、政府提出の教育基本法改悪案は、現行の基本法前文中の「われらは、さきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきである」との文言を削除しています。この削除部分は「日本国憲法と教育基本法が一体のもの」という象徴的な表現であり、教育基本法の根幹をなすものです。さらに、前文中の「真理と平和を希求する人間の育成」について、「平和」を削除し、「真理と正義を希求...」に変えるなど現行基本法の基調を完全に否定しています。
- 二、第二条(教育の目標)の一つとして、「我が国と郷土を愛する態度を養う」との文言を新たに設け、「国家教育」による「愛国心」を強調し内心の自由に踏み込むことが明らかにされています。
- 三、第十二条(社会教育)について、「個人の要望や社会の要請にこたえ」の新たな文言を入れました。これは社会教育振興の行政責任を回避させると同時に、「一人ひとりの自立した市民としての自己教育としての「自主的な学習権」を侵害するものです。このことは現行の教育基本法第十条が保障している「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」を削除、新たな第十七条による「教育振興基本計画」の策定へと移行することで証明されています。これにより本来の社会教育の基本からの転換が意図されています。
- 四、また、新たな第十六条によつて、現行の基本法でうたわれていた「国民全体に対し直接責任を負つて行われるべきもの」を削除し、教育行政が教育内容に介入する意図を明らかにしました。これは「教育は国民のものである」ことを否定するものであり、「不当な支配に服することのない」教育の基本的なあり方を覆すものです。
- 五、私たち図書館利用者・市民および図書館員は、以上のような教育基本法改悪案に、「戦前・戦中の「教育勅語」時代、「帝国図書館」を頂点にした「思想善導」機関としての図書館の歴史を思い出します。国民の学習する権利と知る自由を保障する図書館は、「民主主義・国民主権・平和主義」を掲げる日本国憲法そして教育基本法と一体です。「知らしむべからず、批らしむべし」の国家主義に基づく教育基本法の改悪に反対します。